

特集

司法書士の 社会貢献活動

なるほど
司法書士ってえのは
世のため人のため
活動しているのだな



Q & A

司法書士なんでも相談室

・隣家がずっと空き家で草木も伸び放題で困っています

・相続登記の義務化、司法書士に頼む前に自分でやっておくことは？

ここが知りたい！

義務化スタート

連載

司法書士の本棚『透析を止めた日』

しほたんの
知っトク！

司法書士の社会貢献活動

司法書士は、登記や相続、成年後見、裁判手続のサポートなどの業務を通して、市民の皆様の「身近な法律家」として日常的な法律問題の解決に寄与しています。さらに業務以外でも、法律家の使命として、さまざまな社会貢献活動を行っています。いざというときには、ぜひ頼りにしていただきたい。もっと市民の皆様力になりたい。そんな思いを込めて、東京司法書士会が行っている社会貢献活動をご紹介します。

① 無料法律相談



日常生活の中で困ったことやわからないことがあっても、「知らない司法書士や弁護士の事務所に相談に行くのはハードルが高い」「費用が心配」といった理由で悩みを抱え込んでしまっているか？ 東京司法書士会は、どなたでも安心して専門家による法律相談につながるように、無料法律相談を実施しています。



相続・遺言に関する悩みや不安に対応する、日本赤十字社東京都支部との共催による「相続・遺言」無料相談会



新宿駅西口広場で行われた、司法書士と不動産鑑定士による秋の無料相談会。予約不要で、買い物帰りに立ち寄ったという人も



東京の10士業団体(司法書士、公認会計士、行政書士、弁理士、不動産鑑定士、弁護士、税理士、社会保険労務士、土地家屋調査士、中小企業診断士)が参加する「暮らしと事業のよろず相談会」

【活動内容と実績】

2000年代以降、サラ金や闇金などによる多重債務などが社会問題化したことをきっかけに、東京司法書士会では、誰でも無料で司法書士に相談ができる組織的で大規模な「無料法律相談」を始めました。2005年からは相談員の必修研修制度をスタートし、相談対応の質の向上

にも努めてきました。

現在は、約千名の司法書士が東京司法書士会所属の相談員として登録。常設の相談センターでの無料相談に加え、都内の各種イベントへの相談ブースの出展や、弁護士や行政書士、不動産鑑定士など他士業や行政と連携しての相談会開催も継続的に行っています。

■常設無料相談

2カ所の常設の相談センター※を設け、1回40分の無料相談を行っています。相談方法は、対面とオンライン（Zoom）のどちらかを選べます（詳しくは裏表紙をご参照ください）。

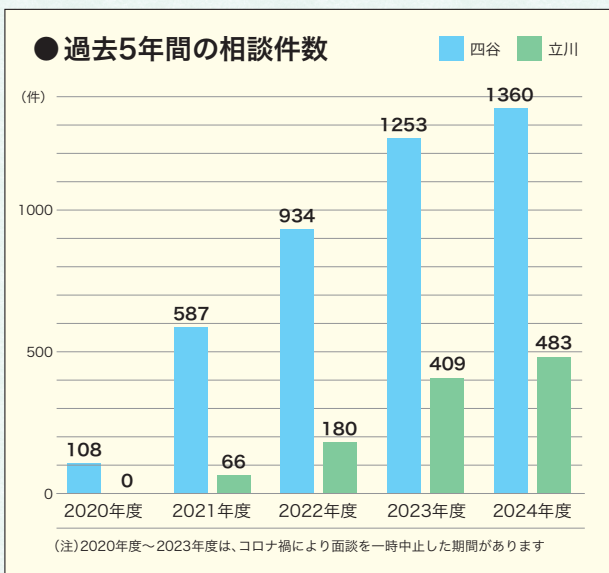
※四谷「東京司法書士会総合相談センター」、立川「三多摩総合相談センター」

■無料相談会

東京司法書士会では、幅広い相談内容に対応するため、他士業や行政とも連携して相談会を開催しています。その他、各支部では地域の皆様を対象とした相談会も開催しています。

●2025年度に開催した無料相談会の例

- ・三者連携（法務局・司法書士会・土地家屋調査士会）相続登記等相談会
- ・東京都の島しょ部（大島・新島・式根島・神津島・八丈島）での無料相談会
- ・第30回「暮らしと事業のよろず相談会」
- ・「暮らしと」の何でも相談会
- ・司法書士と不動産鑑定士による秋の無料相談会
- ・日本赤十字社東京都支部との共催による「相続・遺言」無料相談会



Comment



東京司法書士会
相談部理事
窪田 雅之

問題解決への道筋をつけるお手伝いを

司法書士はもともと、身近な法律家として市民の皆様へ寄り添うという職務の性質から、社会問題をいち早く感じ取り、法律に沿った形で支援する方法を模索してきた歴史があります。

2000年代初頭から顕在化してきたサラ金・闇金などによる多重債務問題についても、まずは裁判所への提出書類の作成でサポートし、簡裁訴訟代理権を獲得した2002年以降は、多重債務に苦しむ市民の代理人として法務大臣の認定を受けた司法書士が簡易裁判所の法廷で闘うことも行ってきました。それと並行して、悩みを誰にも相談できずに苦しむ多くの市民に対して、問題解決の糸口を見つけるお手伝いをしたいという思いから、常設の相談センターは始まったと聞いています。

近年は、相続関係や成年後見など複雑かつ高度な専門性が必要なご相談も増え、司法書士の職域を超える内容や、無料相談の範囲内では解決できない問題もあります。そのような場合でも、相談員の司法書士は、会員司法書士や適切な士業、行政の窓口などへのつなぎ役となつて、ご相談者が問題解決への道筋をつけられるよう努めています。何か困ったときには、「解決の糸口を見つける」という気持ちで、まずは気軽に無料相談にいらしていただければと思います。

② 高校生等に向けての法律教室

2022年に成年年齢が20歳から18歳に引き下げられ、悪質商法や闇バイトなどの問題が若年層にも急速に広がっています。法律の知識や考え方を学ぶことは、それらのトラブルから身を守るために役立ちます。東京司法書士会では、「高校生等に向けての法律教室」を年間を通して無償で実施しています。

【活動内容と実績】

東京司法書士会では、都内の高校等からの要望に応じて、司法書士を講師とする法律教室を無償で実施しています。社会に出る前の若い世代が基本的な法律の知識や考え方を学ぶことで、トラブル予防やいざというときに対処できる力を身につけてもらうことを目的に、テーマや教材などを学校側のご要望に合わせてオーダーメイドで行います。

活動は2000年代の初めからスタートし、近年は、都内の高校等で毎年約30件の法律教室を開催しています。

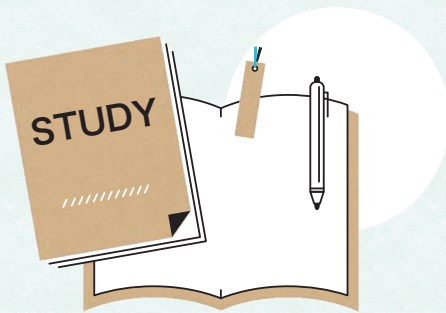
「高校生等に向けての法律教室」の詳細やお申し込み方法は、東京司法書士会のホームページからご確認ください。



申し込みフォームはこちらから▼




2025年度に開催された法律教室の様子




今日のテーマ②

選挙・選挙権について学ぼう!



今日のテーマ③

契約を知ろう




学校側が感じている課題や社会的背景、開催時期などに合わせてテーマを選びます。いくつかのテーマを組み合わせることも。

契約 は原則**自由**に内容を決めていいが

あいつを露したら100万円払うよ

一生奴隷になります...

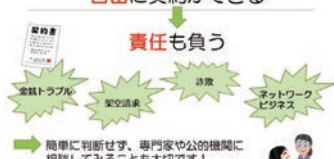


ひどい内容の契約はだめ!

自分で責任を持つということ

自由に契約ができる

責任も負う



簡単に判断せず、専門家や公的機関に相談してみることも大切です!

これから社会に出る生徒さんたちに知っておいてほしいことを、イラストなども交えてわかりやすい言葉で説明します。

【契約って何?】

Q1. この中で「**契約**」はどれだ??

- ① 友達に手作りクッキーを売る
- ② 友達とマンガの貸し借りをする
- ③ 友達に使っていたペンをあげる
- ④ 友達と映画に行く約束をする

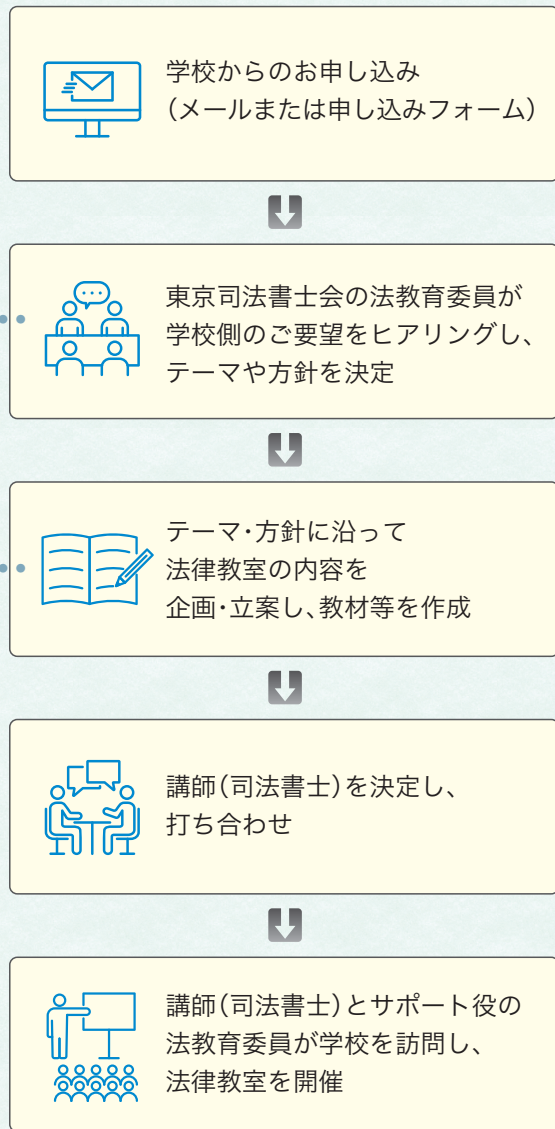
Q3. 選挙運動と公職選挙法 (インターネット上の選挙活動)

次のうち、法律違反はどれ?

- ①メールで「次回選挙はAに一票を!」と投票依頼
- ②LINEで「次回選挙はAに一票を!」と投票依頼
- ③Facebookで「次回選挙はAに一票を!」と投稿
- ④ネットの掲示板で「次回選挙はAに一票を!」という一言だけ投稿

クイズ形式で自分の問題として考えてもらうことで、理解が深まります。

● 法律教室開催までの流れ




Comment

ニーズに合った講座をオーダーメイドで

私たち東京司法書士会の法律教室には、決まった形はありません。法教育と一口に言っても、それぞれの学校によって必要な内容や適した教え方は違ってくるからです。そのため、まずは学校側の事情やご要望を法教育委員がしっかり聞き取ることから始めて、その学校の生徒さんにとって役立つ内容になるように企画立案し、教材等を準備していきます。

心がけているのは、生徒さんたちが法律というものに対して「難しい」「わからない」という壁を感じないように、できるだけ平易な言葉で説明すること。また、座って講師の話聞くだけでなくグループワークを行ったり、クイズや寸劇なども取り入れるなど、楽しんで学んでいただけるような工夫も凝らしています。おかげさまで、開催後のアンケート等では好評の声を多くいただき、中には十年以上にわたり毎年開催している学校もあります。

講師となる司法書士は、事前に講師登録説明会に参加し、登録された皆さんです。その中から、法教育委員会が専門分野なども考慮して選定しています。「これから社会に出る生徒さんたちの力になりたい」という熱意のある講師が多く、今後はより多くの司法書士が法教育の現場に出られるように、現在のオーダーメイドの良さは残しつつ、法教育委員会として効率的な運営を検討していきたいと思えます。



東京司法書士会
法教育委員会
委員長
加藤 裕一

③ 災害時対応

近年、大震災をはじめ、台風や豪雨などで想定外の被害が起こることが多くなっています。いつどこで大災害が起こり誰が被災者になるかわからない時代、東京司法書士会では、「いざというときに備えて災害時対応の体制を整えています。」

③-1 被災地復興支援

大震災や台風の被災地では、不動産の権利証などの書類の紛失や相続登記に関するトラブル、行政の支援制度につながる方法がわからないといった困り事など、平時には想像のつかない問題が起こります。そこで、司法書士が被災地を訪問し、法律の専門家として相談対応をする被災者支援を行っています。



能登半島地震被災地の民間災害ボランティアセンターでの相談会の様子



東日本大震災後の巡回相談で、吹雪の中仮設住宅を訪問する司法書士

【活動内容と実績】

東京司法書士会では、2011年以降、組織的に被災地に相談員を派遣しています。2011年3月に発生した東日本大震災に際しては、発生後まもなくの3月下旬に東京司法書士会内に「東日本大震災相談対策委員会」を設立。組織的なバックアップのもと、司法書士を相談員として長年にわたって派遣し、仮設住宅を巡回訪問するなどの支援活動を行いました。

その後も、伊豆大島の土砂災害(2013年)、熊本地震(2016年)、能登半島地震(2024年)、八丈島の台風被害(2025年)など多くの被災地支援に関わってきました。それらの経験をもとに相談員のスキルアップを行い、さらに、災害支援の基金創設や相談員派遣のための拠点づくりなどの体制整備も進めています。



Comment



東京司法書士会
救援法律相談対策
委員会 委員長
大崎 慎一

被災地支援の経験を重ねてノウハウを蓄積

私がちょうど司法書士として開業した年に東日本大震災が発生し、何か自分にもできることはないかと、東京司法書士会による岩手県の沿岸地域での巡回相談に相談員として参加しました。

しかし、当時は我々もまだノウハウがなく手探りの状態。不安の中にいる被災者の方々は、知らない司法書士にいきなり「困ったことはありませんか?」と聞かれても、最初は困惑されます。何度も訪問を重ねて世間話から始めて、試行錯誤の中で徐々に心を開いていただけるようになりました。そんな経験の積み重ねからさまざまなことを学び、法律家の被災者支援が必要とされるのは災害直後だけでなく、生活再建の中で発生する借金や相続などの困り事に対して継続的な相談活動を行うことも重要だと知りました。

現在は、かなりノウハウも蓄積され、派遣相談員の事前研修等も充実してきました。今後は、行政や他士業などの幅広い専門家とも連携し、いざというときのための備えを強化していきたいと考えています。



③ 1-2 災害に備える

自治体との協定

東京司法書士会は東京都の各自治体と「災害時における被災者等相談の協力に関する協定(災害時相談協定)」を結び、災害発生時には相談員の派遣などの支援活動を迅速に行える体制づくりを進めています。

【活動内容と実績】

能登半島地震などの被災地における司法書士の相談活動の認知が広がったことで、「自治体と事前に協定を結んでおくことで、より迅速に効果的な活動が行えるのではないか」というご意見をいただきました。会内で検討し、2024年から自治体や首長への働きかけを行ってきました。現在、東京司法書士会は13区市と協定を締結。将来的には、都内の62全区市町村と災害時相談

協定の締結を目指しています。

また、協定の締結を機に平時から自治体と連携し、都民の防災に関する啓発や、その一環として「事前防災としての相続登記推進」を周知していく活動なども進める予定です。

●災害時相談協定を結んだ自治体

(2026年2月現在 締結順)

品川区、豊島区、西東京市、新宿区、渋谷区、八王子市、北区、小平市、荒川区、中野区、江東区、墨田区、千代田区

他にも東京司法書士会では、社会の要請に合わせてさまざまな活動を行っています。

■司法過疎地域への司法書士の派遣

東京都内でも、奥多摩地区などの小規模集落や島しょ部には、弁護士や司法書士などがない「司法過疎」と呼ばれる地域があります。司法過疎地域では、トラブルや困り事が起こっても、法律の専門家に相談することが困難になりがちです。

東京司法書士会では、これら司法過疎地域にお住まいの方でも法律の専門家による司法サービスが受けられる環境の整備を目指して、2007年頃から現地に司法書士を派遣し巡回法律相談を行っています。大島、新島、八丈島などの島しょ部には、2014年頃から継続的に巡回法律相談を行い、さらに、「ふれあいまつり」などの地域イベントでの無料相談会も適宜実施しています。

■自死防止のための活動

多重債務問題の対策に関わる活動の中で司法書士は、その背景にある経済格差の拡大や生活困窮問題が、人々を自死にまで追い詰める大きな原因になっていることを認識しました。そこで東京司法書士会では、従来の多重債務問題対策からより根源的な自死問題の対策へと舵を切り、2011年から積極的な取り組みをスタートしました。医療、精神保健、福祉などさまざまな分野の専門家と連携し、研修会や無料相談会、ゲートキーパー養成講座や市民向けの自死問題シンポジウムの開催など、幅広い活動を行っています。自死の原因となる複合的な悩みに対応できるよう、多くの専門家や市民と連携し、実践的な「いのちを守る」ネットワークの構築を目指しています。

■生活困窮者、DV被害者等への支援活動

更生保護施設の入居者や生活困窮による路上生活者などは、トラブルや困り事が起こっても、自ら行政機関などに助けを求めたり法律の専門家に相談するのが難しいことが多いと考えられます。東京司法書士会では、更生施設や路上生活者緊急一時保護施設に相談員を派遣し、法律相談を行っています。また、ホームレス状態や生活困窮状態にある人々のために無料の食事提供と相談活動を行う「新宿ごはんプラス」にも、相談員を継続的に派遣しています。近年増えているDV被害者の支援については、相談員の研修会にDV被害者支援に詳しい弁護士を招いて支援のポイントについて講義を受けるなど、対策を強化しています。



身の回りで起こるトラブルや悩み事。法律の専門家なら、解決のためのアドバイスができることがあります。このコーナーでは、皆様のお悩みに司法書士が答えていきます。

Q1

隣の家が長い間空き家で、草木が伸び放題で荒れています。野良猫が住み着いたり蜂の巣ができていたりしているようで迷惑なのですが、どのように対処したらいいのでしょうか。



A 放置された空き家による被害でお困りの場合、市区町村の空き家対策担当窓口に相談することをお勧めします。自治体は「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、所有者に対し管理を促す助言・指導、勧告を行うことができます。民法の規定では自分の敷地に越境してきている草木をどうかしてほしいと所有者にお願いしても応じない場合や、そもそも所有者が不明な場合など、一定の

条件下で自ら伐採することができると思いますが、トラブル防止のためにまずは司法書士や弁護士、自治体に相談しましょう。スズメバチの巣などができて危険性が高い場合は、自治体が緊急対応を検討してくれたり、所有者へ早急な駆除を促してくれるケースも。野良猫については地域の保健所や動物愛護センターにも相談してみるのがよいでしょう。

Q2

相続登記の義務化と聞き、ずっと放置していた自宅の相続登記をどうにかしなければと思っています。司法書士に頼むことを考えていますが、その前に自分がやっておかなければならないことはありますか？



A 令和6年4月から相続登記が義務化され、このようなお悩みをお持ちの方が多くいらっしゃいます。思い立ったが吉日ですので、まずは身構えず、気軽な気持ちで司法書士にご相談ください。司法書士は登記手続の専門家として、まずはあなたのお話を聞きご自宅の状況からどのような登記手続が必要になるのか確認しますので、あなたが事前にやらないといけないことは特にはありません。ただ、可能であればその年にご自宅に届いた自治体からの「固定資産税・都市計画税納税通知書」一式をお持ちいた

だくと、ご自宅の地番や名義人を確認するのにとても役に立ちます。

相続登記は、ある不動産の名義をお亡くなりになった方から、その不動産を相続された方へと書き換えるという作業ですが、かなり長い間放置していた場合、登記上の所有者が何代も前のご先祖様のままとっている可能性もあります。こうしたケースでは、相続関係が複雑となり、相続人の特定も難しくなることから、司法書士に依頼するのがよいでしょう。

しほたんの 知っトク!



不動産所有者の皆さん、
変更登記をお忘れなく!

本年4月1日から 不動産登記の住所・氏名変更の義務化がスタート

不動産の所有者の住所や氏名に変更があった場合、不動産登記の住所・氏名を変更する必要があります。従来は義務ではありませんでしたが、本年(令和8年)4月1日からは、変更から2年以内に登記を申請することが法律で義務化されました。申請を怠った場合には最大5万円の過料に処せられる可能性があります。

こんな方が
対象です



結婚、離婚、養子縁組等で
氏名が変わった方



引越しをして
住所が変わった方



法人名や所在地を
変更した企業・団体

※令和8年4月1日以前に変更があった場合でも、令和10年3月31日までに登記申請が必要です。



ここが知りたい! 義務化スタートQ&A

Q. なぜ変更登記が義務化されたの?

**A. 「所有者不明土地」の増加が
主な理由です。**

住所・氏名の変更登記をしないと、不動産登記事項証明書を見ても所有者やその連絡先がわからない状態(所有者不明土地)になってしまいます。現在、所有者不明土地が全国で増加しさまざまな問題を引き起こしていることから、令和3(2021)年に法律が改正され義務化されました。

**Q. 義務化前に住所変更した場合は、
変更登記の期限はいつまで?**

A. 令和10(2028)年3月31日です。

義務化スタート前に住所・氏名に変更があり、まだ変更登記をしていないものについては、全て令和10(2028)年3月31日までに変更登記をする必要があります。

**Q. 忙しくて法務局に行く時間がない。
どうすればいい?**

A. 「スマート変更登記」が便利です。

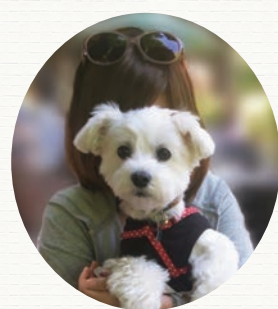
住所・氏名変更登記の義務化にあたって、「スマート変更登記」という無料サービスができました。法務省のウェブページ「かんたん登記申請」から「検索用情報の申出」(法人の場合は「会社法人等番号の申出」)の手続きを行っておけば、登記官が職権で変更登記を行ってくれます。ただし、申出から変更登記完了までには時間がかかる場合がありますので、売買や相続などで早急な登記が必要な場合は、司法書士などの専門家にご相談ください。



●スマート変更登記については、
くわしくはこちらから

司法書士の本棚

Vol.2



Profile

倉石 裕子(くらしい ゆうこ)
司法書士(東京司法書士会所属)。
以下名刺代わりの小説10冊。
『星々の舟』村山由佳、『弥勒の月』
あさのあつこ、『一瞬の光』白石一文、
『さらば深川』宇江佐真理、『高瀬庄左
衛門御留書』砂原浩太郎、『あの本は
読まれているか』ララ・プレスコット、
『銀漢の賦』葉室麟、『三たびの海峡』
帯木蓬生、『スモールワールズ』一徳
ミチ、『わたしたちが孤児だったころ』
カズオ・イシグロ。

私にとっておき

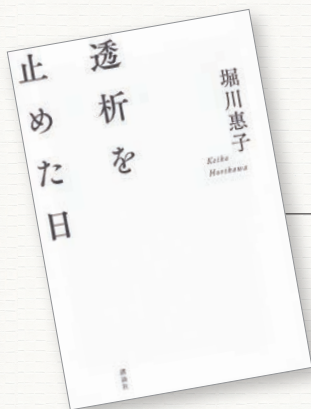
以前は壁一面だった本棚も今はお気に入りの本のみで、ごく少なくて電子書籍で読むことも増えたら。大好きな村山由佳さんの『星々の舟』、NHK『ネコメンタリー』猫も、杓子も、『登場の猫』もみちゃんのエッセイシリーズ、新刊は『DANGER』。下山進さんの『がん征服』、小松由佳さんの『シリアの家族』、内田洋子さん、宇江佐真理さん、など。ポルトガル語の本はブラジル在住時に購入、洋書はインターネットの一部。



『透析を止めた日』

堀川 恵子著(講談社)

長く腎臓を患い、病状の悪化によりついに命綱とも言える透析を止める決断をした夫と、その夫を支え最期を看取った著者による、医療ノンフィクション。



小さい頃から本を読むことが好きだった。様々なジャンルにアンテナを張り、書店に立ち寄り、書評に目を通して、あるいは直感で本を選ぶ。昨年読んだノンフィクション作家堀川恵子さんの著書『透析を止めた日』は示唆に富み、生と死に対峙することもある司法書士として考えさせられることが多かった。現在、日本では緩和ケアが保険診療としてはがんなどの一部の病気にしか認められていない。しかし最近、腎不全患者も緩和ケアを受けられるようになっていくという議論が始まっていることを知った。この動きを後押ししたのは本著でもある。

本著は著者と難病指定されている多発性嚢胞腎患者の著者の夫(NHK元プロデューサー)林氏との闘病の記録から始まっている。氏は10年以上透析を続け、母親から腎臓移植をしたものの9年後

透析を再開、しかし最後に氏は透析を止めることを選択する。意識がなくても透析を回し続けるという選択肢しか医師から示されることがなかったからだ。それゆえに「私たちは確かに必死に生きた。しかしどう死ねば良いか、それが分からなかった」と序章で著者は告白する。望む緩和ケアは受けられず、苦しみと痛みの中で林氏は60歳の若さで亡くなる。現在、腎不全により透析を受けている患者は34万人を超えているという。尿毒症で溺れるような苦しさの中で亡くなっていく人もいる。その終末期医療は遅れているようだ。がん以外の病にも緩和ケアを広げていくべきではないかと切に願う。

透析医療の現状を取材する本著は、透析患者の緩和ケアの問題に一石を投げかけると同時に医療とは、尊厳死とはなにかを問う一冊でもある。



東京司法書士会の活動

Activity Report

日本赤十字社東京都支部と合同で 相続・遺言セミナーを実施

令和7年12月14日(日)に東京都新宿区にある日本赤十字社東京都支部で、基礎からわかる「相続・遺言セミナー」を実施しました。当日は日本赤十字社の活動についての説明や、司法書士による相続・遺言の基礎知識についての講座が行われ、多数の参加者が来場し聴講しました。講座では、相続の基本的な仕組みや法定相続分の考え方、遺言の種類、遺言書作成の重要性および留意点について、具体例を交えながらわかりやすく解説されました。聴講された方からは、「遺言書を作成することによる相続トラブルの予防効果の説明などについて、「実務に即して理解しやすかった」「将来に備えて早めに準備したい」といった声が寄せられました。

講座終了後には司法書士による無料相談も行われ、相続・遺言への理解を深めるとともに、将来に向けた備えの重要性を改めて認識していただく機会となりました。



当会の司法書士による相続・遺言の基礎知識講座の様子

もしもの災害に備えて 自治体との協定締結、着々と

東京司法書士会ではこれまでの被災地支援の経験を活かし、災害からの復興を円滑に進めるためのノウハウや体制づくりのサポートを自治体に提供できるように、各自治体との協定締結を進めています。直近3カ月では中野区、江東区、墨田区、千代田区と、災害時における被災者等相談の実施に関する協定を締結。中野区とは相続登記、空き家対策、財産管理制度に関する協定も締結しました。2月20日現在、協定先自治体は13区市となりました。これからも都民の皆様のもしもの時に備えて、それぞれの立場に寄り添い、適切なサポートをするべく、自治体との連携を強化していきます。



2月10日に千代田区役所で行われた締結式。千代田区樋口高頭区長(左)と当会の千野隆二会長(右)



司法書士ミニストーリー

司法書士のルーツは、江戸時代に農民が訴訟を起こすときに手助けをし、書類の作成や手続代行も行っていた「公事宿(くじやど)」と考えられています。江戸の昔から必要とされてきた「いざというときのサポート役」は、今の司法書士にしっかりと受け継がれています。

今回の表紙

東洲齋写楽「市川鍛蔵 竹村定之進」
(いちかわえびぞう たけむらさだのしん)

©公益財団法人アダチ伝統木版画技術保存財団

faro

ファード faro 2026 spring vol.68 / 2026年3月26日発行

発行元:東京司法書士会

〒160-0003 東京都新宿区四谷本塩町4-37

TEL.03-3353-9191

発行責任者:駒木宏之

編集人:稲場康容、渡邊芳生、手代木美保、見原哲哉、加藤安樹子、佐藤マリン
制作:株式会社エフビーアイ・コミュニケーションズ 印刷:柳本印刷株式会社

こんなときには東京司法書士会へ！

一人で悩まず、
司法書士に
ご相談ください

公認キャラクター
しほたん



遺言のことを
聞きたい

相続の問題で
困っている

友人との
お金の貸し借りで
困っている

クレジット・サラ金の
問題で悩んでいる

会社をつくりたいけど
どうしよう

隣家と境界線で
トラブルに

不動産の
名義変更をしたい

成年後見制度を
使うには？



無料法律相談のご案内

https://www.tokyokai.jp/consult/free_consult.html



お申込み・
お問い合わせは
こちらから

2カ所の相談センターがあります ※まずは、ご予約ください

会
っ
て
相
談

<p>四谷</p> <ul style="list-style-type: none"> ・面談 ・WEB相談 	<p>四谷東京司法書士会総合相談センター</p> <p>新宿区四谷本塩町4-37 (JR四ツ谷駅から徒歩5分)</p>	<p>●電話予約はこちら</p> <p>☎03-3353-9205 平日9:00~12:00/13:00~16:30</p> <p>※ご予約時に「面談」または「WEB相談」のご希望をお伝えください。</p> <p>●WEB予約はこちら</p> <p> 無料法律相談 予約フォーム</p> <p>※ご予約時に 「面談」または「WEB」を 選んでお手続きください。</p>
	<p>立川</p> <ul style="list-style-type: none"> ・面談 	<p>立川三多摩総合相談センター</p> <p>立川市曙町2-34-13 オリンピック第3ビル202-A (JR立川駅から徒歩6分)</p>

電
話
で
相
談

司法書士ホットラインにお電話ください

昼 10:00~15:45

夜 17:00~19:45

平日(月~金曜)

水・木曜(祝日除く)

☎03-3353-2700

☎042-540-0663

出張による相談にも
対応しています

お体の事情などで常設相談会にお越しいただくことが困難な方(東京在住の方のみ)を対象に、予約制で、地域の役所や学校などの公共施設、高齢者施設などへの司法書士の出張相談を行っています。

※お申し込みは、施設などを通してお願いします。

お問い合わせはこちら

☎03-3353-9191

(東京司法書士会事務局)

平日 9:00~12:00/13:00~16:30

も
め
事
を
当
事
者
間
で
解
決
し
た
い

調停センター「すてつき」で、司法書士が
お手伝いします

裁判ではなく、話し合いによる解決を目指します

日常生活の中で起こる親族や近隣住人などのトラブルは、できれば裁判ではなく、今後の付き合いのことも考えて、当事者同士の話し合いで解決したいもの。でも、当事者だけでは感情的になってしまったり、法律の専門知識がなくて話し合いが進まない、

そんな場合は調停センター「すてつき」で、司法書士がお手伝いをします。

お問い合わせはこちら

☎03-3353-8844

平日 9:00~12:00/13:00~16:30



東京司法書士会のHPからも
お申し込みいただけます

東京司法書士会
<https://www.tokyokai.jp/>



視覚障がいの方の
ための音声コード
(Uni-Voice)です

